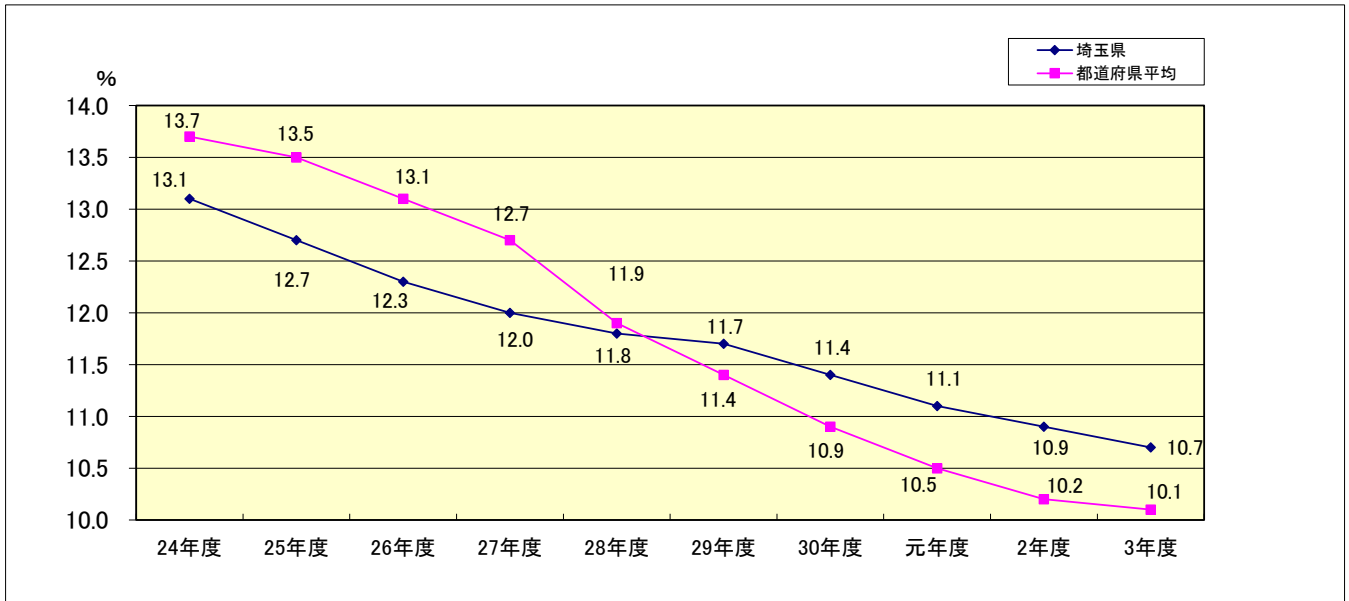


実質公債費比率



(%)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
埼玉県	13.1	12.7	12.3	12.0	11.8	11.7	11.4	11.1	10.9	10.7
都道府県平均	13.7	13.5	13.1	12.7	11.9	11.4	10.9	10.5	10.2	10.1

※都道府県平均は加重平均

※3年度の数値は速報値

◆ 用語説明 ◆

●実質公債費比率

地方自治体において実質的な借金返済負担の重さを表す指標で、実質的な公債費（地方債の元利償還金(※1)）が収入の規模（標準財政規模(※2)）に占める割合を表したものの、直近3か年の平均値を使用する。

この値が18%以上になると地方債を発行するときに国の許可が必要になり、さらに25%以上になると「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、一部の事業に対する地方債の発行の制限等が行われる。

※1 一般会計等で発行した地方債の元利償還金と、PFI事業に係る割賦金など公債費に準じた経費を合計したもの。地方公営企業が発行した公営企業債や一部事務組合が発行した地方債の元利償還金のうち、一般会計が負担する分についても算入される。

※2 地方公共団体の一般財源の標準的大きさを示すもの。地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値で、財政分析や財政運営の指標算出のためなどに利用される。